（様式第７号）オモテ

**森林計画成果品交付申請書【電子データ】**

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　兵庫県農林水産部長　様

　　　　　　申請者　住所〒

名称

氏名

電話番号（　　 ）　　－

電子メール

　次のとおり森林計画成果品の電子データの複製を申請します。

記

１　使用目的

２　複製項目・箇所

（１）森林簿

□　全部（個人情報を含む）

・申請者と森林所有者との関係に○を記入

ア. 本人　　イ. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・本人、法定後見人であることを証明するものを提示する。

・法定相続人に関しては、相続説明図及び相続説明図が説明出来る戸籍謄本等について提示する。

また、本人であることを証明するものを提示する。

・法定相続人が閲覧を行うことが出来るのは、相続開始後に限る。

・委任状の原本を添付する。

・アまたはイ、もしくはアイの両方を記載

ア　森林所有者

　　　　　　　　フリガナ

　　　　　　　　氏　　名

イ　森林の所在

　　　 市・町　　　　　　　　字　　　　　　地

　　 市・町　　　　　　　　林班　　　　小班

□　一部（個人情報を含まない）

・森林の所在

　　　　　　市・町　　　　　　　　字　　　　　　地

　　　　　　市・町　　　　　　　林班　　　小班

（２）森林計画集計表

　　①　複製項目

□　森林現況表　　□　森林資源構成表　　□　所有形態別資源構成表

②　複製森林箇所（下記所在地の森林）

□　 　　市・町　　　　　　　　字

　□ 　　市・町　　　　　　　　林班　　　小班

（様式第７号）ウラ

（３）森林基本図・森林計画図・林小班ポリゴン

　　①　複製項目

　□　森林基本図　　□　森林計画図　　□　林班ポリゴン　□小班ポリゴン

＊森林計画図は、森林基本図と林小班ポリゴンをセットで交付します。

②　複製森林箇所

　　 　市町名（旧市町名）　　　　　市・町（旧市町　　　　市・町）

　　　 　　　　図面番号　　　　No.

（４）林相区分図・傾斜区分図

　　①　複製項目

　□　林相区分図　　□　傾斜区分図

②　複製森林箇所

　　 　市町名（旧市町名）　　　　　市・町（旧市町　　　　市・町）

４　複製媒体

　　CD－R（複製する容量によってはDVD-R）

５　管理責任者職氏名

６　使用機器・使用ソフトウェア

７　その他

（様式第８号）

**森林計画成果品に関する管理誓約書**

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　兵庫県農林水産部長　様

　　　　　　申請者　住所〒

名称

氏名

電話番号（　　 ）　　－

電子メール

　 　　年　　月　　日付け第　　　　号で申請した森林計画成果品の電子データの複製については、下記の次項を遵守します。

記

１　複製品については、承認された目的以外に使用しない。

２　複製品の内容を第３者に公表又は譲渡しない。

３　複製品を修正する場合は、修正部分の新旧対照表を兵庫県に提出する。

４　複製品に関して県の職員が検査を求めたときは、これを拒まない。

５　複製品の複製は行わない。

６　森林計画成果品の複製品及び複製品から作成した情報を、通信ネットワーク等により不特定多数へ流布しない。

（森林簿の場合のみ）

７　上記の条件によるほか、複製品に含まれる個人情報等の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第１　森林計画成果品のデータは地域森林計画の内部資料として森林所有者等の協力を得ながら作成しているものである。

また、森林資源の把握と森林・林業の行政施策を展開する上で利用される基礎資料であり、森林所有者の財産管理等に用いられるものではない。

これらは、森林所有者の個人情報に関わる内容を含んでおり、目的外に使用することは、公的信用を失うことになりかねない危険性を含んでいる。

兵庫県(以下甲という。)からこの個人情報の複製承認を受けた者(以下乙という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第２　乙は、甲の指示がある場合を除き、森林計画成果品のデータから知ることのできた個人情報及び行政情報(以下「個人情報等」という。)を利用目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第３　乙は、森林計画成果品のデータから知ることのできた個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう務めなければならない。

(廃棄)

第４　乙は、森林計画成果品のデータから知ることのできた個人情報等について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第５　乙は、森林計画成果品のデータから知ることのできた個人情報等をみだりに第三者に知らせてはならない。

(複写又は複製の禁止)

第６　乙は、甲から引き渡された個人情報等が記録された森林計画成果品のデータについて、甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第７　乙は、森林計画成果品のデータの利用している者に対して、在職中及び退職後においても甲から複製承認又は複製作業の依頼を受けた業務に関して知ることのできた個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第８　森林計画成果品の複製作業の依頼を受けた者はこの複製作業を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された森林計画成果品のデータは、この複製作業完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第９　甲は、乙が複製承認の目的で取り扱っている森林計画成果品のデータの利用状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第10　乙は、この特記仕様書第１から第８に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。